

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	<p>青少年育成指導員</p> <p>市の青少年の健全育成のため、青少年健全育成に関する指導を行うことを目的として設置する職で、家庭、学校、地域及び関係機関と連携し、青少年健全育成に関する指導・助言及び事務局運営、その他文化と学びの課の所管する事務等を行う。</p>
募 集 人 数	パートタイム：1人
申 込 受 付 期 間	令和6年1月26日（金）午前8時30分から 令和6年2月 2日（金）午後5時15分まで
業 務 内 容	青少年健全育成に関する指導及び助言、青少年育成三次市民会議事務局、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」講座ファシリテーターおよび同プログラム養成講座の実施、「命の授業」講師、その他文化と学びの課の所管する事務等
受 験 資 格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週29時間）の勤務が可能である人 3 青少年育成等の専門的な技術及び能力を有している人※ 4 行政機関が担う青少年育成事業全般の指導が可能である人※ 5 青少年育成について実績がある人※ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※<u>受験資格3～5について</u> 履歴書（申込書）の「青少年育成の実務に係ること」、「その他実務」の該当箇所すべてに☑があることが必要です。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 </div>
受 験 手 続	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 自己アピールシート【指定様式】 各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。 (3) 資格証（写し） 教員免許等を有している場合は、書類の写しを提出してください。 2 提出方法・期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（青少年育成指導員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。

試 験	日 時	令和6年2月5日(月)から令和6年2月9日(金)の期間 内で設定 ※事前に電話で連絡します。
	場 所	三次市役所会議室(三次市十日市中二丁目8番1号)
	方 法	面接試験(個人ごとの面接による口述試験, 約10分)
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合否については, 面接試験, 書類選考等による総合的な審査 により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は, 試験当日にお知らせします。受験者全員 に合否の結果を文書で通知します。なお, 電話等での合否の 問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 (職 種 別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用 候補者の名簿登録期間は, 令和7年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和6年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書(申込書)等に記載された個人情報については, この試験の実施及 び採用後の人事管理上の目的に限り使用します。	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	みよしまちづくりセンター
	勤 務 時 間	1週間につき29時間勤務 ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	土・日曜日, 祝日, 年末年始(12/29～1/3) ※振替有 ※週勤務時間の割振りによっては指定休有
	休 暇 制 度	年次有給休暇, 特別休暇(有給・無給)ほか
	給 料 ・ 報 酬	(行政職給料表1-28号給) 月額182,900円～ ※経験年数加算規定有(経験1年未満は加算対象外)
	手 当 制 度	時間外勤務報酬, 休日勤務報酬, 通勤手当(費用弁償), 期末手当ほか
	福 利 厚 生	健康保険(市町村職員共済組合短期組合員), 厚生年金保険, 雇用保険, 災害補償等
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定 が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市教育委員会文化と学びの課文化学習係(市役所本館5階) TEL 0824-62-6191 FAX 0824-62-6288 受付時間: 月～金曜日の8:30～17:15(祝日を除く)	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は, その規定に従います。